

三十一 第 68 条の 93 の 2 ～ 第 68 条 93 の 5 (連結法人の特定外国信託に係る所得の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 68 条の 93 の 2 ～ 第 68 条 93 の 5 (連結法人の特定外国信託に係る所得の課税の特例) 関係</u></p>	(新 設)
<p><u>(連結法人の特定外国信託に係る所得の課税の特例)</u></p>	(新 設)
<p><u>68 の 93 の 2-1 特定外国信託に係る措置法第 68 条の 90 から第 68 条の 93 までの規定の適用については、特定外国子会社等に係る 68 の 90-1 から 68 の 90-25 までの取扱い (68 の 90-6、68 の 90-8、68 の 90-15 から 68 の 90-18 まで及び 68 の 90-19 の取扱いを除く。) に準じて取り扱う。</u></p>	

三十二 第 68 条の 105 の 2 (連結法人の組合事業に係る損失がある場合の課税の特例) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 68 条の 105 の 2 (連結法人の組合事業に係る損失がある場合の課税の特例) 関係</u></p>	(新 設)
<p><u>(重要な財産の処分若しくは譲受けの判定)</u></p>	(新 設)
<p><u>68 の 105 の 2-1 措置法第 68 条の 105 の 2 第 1 項に規定する特定組合員 (以下「特定組合員」という。) に係る措置法第 67 条の 12 第 1 項に規定する「組合事業に係る重要な財産の処分若しくは譲受け」に該当するかどうかは、措置法第 68 条の 105 の 2 第 1 項に規定する組合事業 (以下「組合事業」という。) に係る当該財産の価額、当該財産が組合財産 (同項に規定する組合財産をいう。以下同じ。) に占める割合、当該財産の保有又は譲受けの目的、処分又は譲受けの行為の態様及びその組合事業における従来の取扱い等の状況などを総合的に勘案して判定する。</u></p>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>(多額の借財の判定)</u></p> <p><u>68の105の2-2 特定組合員に係る措置法第67条の12第1項に規定する「組合事業に係る多額の借財」に該当するかどうかは、組合事業に係る当該借財の額、当該借財が組合財産及び経常利益等に占める割合、当該借財の目的並びにその組合事業における従来の取扱い等の状況などを総合的に勘案して判定する。</u></p>	(新 設)
<p><u>(重要業務の執行の決定に関与し、かつ、重要執行部分を自ら執行する場合)</u></p> <p><u>68の105の2-3 組合事業に係る重要業務（措置法第68条の105の2第1項に係る措置法令第39条の31第2項第1号に規定する重要業務をいう。以下同じ。）の執行の決定に関与し、かつ、重要執行部分（同号に規定する重要執行部分をいう。以下同じ。）を自ら執行する組合員は特定組合員に該当しないのであるが、法人が組合員となった時から当該連結事業年度終了の時までの間において、組合事業に係る重要業務の執行の決定及び重要執行部分の執行が行われていない場合には、同項第2号に掲げる組合員に該当しない限り、当該連結法人は特定組合員であることに留意する。</u></p>	(新 設)
<p><u>(明らかに欠損とならないと見込まれるときの判定)</u></p> <p><u>68の105の2-4 組合事業が措置法令第39条の125の2第5項に規定する「明らかに欠損とならないと見込まれるとき」に該当するかどうかは、当該組合事業の形態、組合債務の弁済に関する契約、損失補てん等契約その他の契約の内容その他の状況から判断するのであることから、例えば、損失のうち少額の求償を受ける可能性があることや、相対的に発生の蓋然性の低い事由により生ずる損失が補てんされないこと等の事実のみをもって、当該組合事業が「明らかに欠損とならないと見込まれるとき」には該当しないこととなるものではない</u></p>	(新 設)

ことに留意する。

三十三 第 68 条の 109 (連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(中小企業者であるかどうか等の判定の時期)</p> <p>68 の 109-1 連結親法人が、措置法第 68 条の 109 第 1 項第 1 号に掲げる「<u>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第 2 条第 1 項に規定する中小企業者</u>」に該当する連結親法人であるかどうかは、当該連結事業年度終了の時の現況によって判定するものとする。</p> <p>(注)</p> <p>(事業の判定等)</p> <p>68 の 109-2 措置法第 68 条の 109 第 1 項第 1 号に掲げる「<u>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第 2 条第 1 項に規定する中小企業者</u>」に該当するかどうかは、次により判定するものとする。</p> <p>(1) 連結親法人の営むその主たる事業が、<u>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第 2 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに掲げる事業のうちいずれに該当するかは、おおむね日本標準産業分類 (総務省) の分類を基準として判定する。</u></p> <p>(2) <u>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第 2 条第 1 項第 1 号から第 5 号までに規定する「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであると問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、工具等 (役員を除く。)</u> の総数によって判定する。この場合において、連結親</p>	<p>(中小企業者であるかどうか等の判定の時期)</p> <p>68 の 109-1 連結親法人が、措置法第 68 条の 109 第 1 項第 1 号に掲げる「<u>新事業創出促進法第 2 条第 3 項に規定する中小企業者</u>」又は同条第 2 項に掲げる「<u>中小企業の創造的的事业活動の促進に関する臨時措置法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者</u>」に該当する連結親法人であるかどうかは、当該連結事業年度終了の時の現況によって判定するものとする。</p> <p>(注)</p> <p>(事業の判定等)</p> <p>68 の 109-2 措置法第 68 条の 109 第 1 項第 1 号に掲げる「<u>新事業創出促進法第 2 条第 3 項に規定する中小企業者</u>」又は同条第 2 項に掲げる「<u>中小企業の創造的的事业活動の促進に関する臨時措置法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者</u>」に該当するかどうかは、次により判定するものとする。</p> <p>(1) 連結親法人の営むその主たる事業が、<u>新事業創出促進法第 2 条第 3 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事業又は中小企業の創造的的事业活動の促進に関する臨時措置法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事業のうちいずれに該当するかは、おおむね日本標準産業分類 (総務省) の分類を基準として判定する。</u></p> <p>(2) <u>新事業創出促進法第 2 条第 3 項第 1 号から第 3 号まで又は中小企業の創造的的事业活動の促進に関する臨時措置法第 2 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに規定する「常時使用する従業員の数」は、常用であると日々雇い入れるものであると問わず、事務所又は事業所に常時就労している職員、工具等 (役</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>法人が酒造最盛期、野菜缶詰・瓶詰製造最盛期等に数か月程度の期間その労務に従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を「常時使用する従業員の数」に含めるものとする。</p> <p>(廃止)</p>	<p>員を除く。)の総数によって判定する。この場合において、連結親法人が酒造最盛期、野菜缶詰・瓶詰製造最盛期等に数か月程度の期間その労務に従事する者を使用するときは、当該従事する者の数を「常時使用する従業員の数」に含めるものとする。</p> <p><u>(総収入金額)</u></p> <p><u>68の109-3 措置法令第39条の128第3項に規定する割合(以下68の109-4において「研究開発割合」という。)の計算の基礎となる連結親法人及びその連結子法人の当該連結事業年度開始の日前1年以内に開始した各連結事業年度の総収入金額(以下68の109-4において「総収入金額」という。)とは、同項に規定する試験研究費の額に充てるため他の者(当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。)から支払を受ける金額及びこの通達において特別の定めのあるものを除き、当該連結事業年度において益金の額に算入されるべき収入金額(固定資産又は有価証券の譲渡に係るもの及び合併又は分割による移転に係るものを除く。)の合計額をいうものとする。</u></p> <p><u>同条第4項各号の総収入金額についても、同様とする。</u></p> <p><u>(内部取引による益金の額の総収入金額からの除外)</u></p> <p><u>68の109-4 研究開発割合を計算する場合において、準備金勘定又は引当金勘定の取崩しによる益金算入額、措置法第68条の78第4項又は第12項の規定による買換資産を事業の用に供しない場合等の益金算入額及び法第81条の3第1項の規定により同項の個別益金額を計算する場合の法第48条等の規定による特別勘定の益金算入額並びに資産の評価換えによる益金等の内部取引に関する益金</u></p>

(廃止)

の額は、総収入金額に算入しないものとする。

(固定資産又は有価証券の譲渡に係る収入金額)

68の109-5 措置法令第39条の128第3項に規定する固定資産又は有価証券の譲渡に係る収入金額には、次のものが含まれるものとする。

- (1) 法第50条第1項に規定する取得資産の価額(当該取得資産とともに取得した令第92条第2項第1号に規定する交換差金等の金額を含む。)
- (2) 措置法第68条の70第1項若しくは第68条の72第1項に規定する補償金若しくは清算金(収用等の対価に該当するものに限る。)の金額又は代替資産若しくは交換取得資産の価額
- (3) 措置法第68条の80の規定により、交換の日におけるその資産の価額に相当する金額をもって譲渡したものとみなされる同条第1項に規定する交換譲渡資産の価額
- (4) 借地権の譲渡対価の額
- (5) 令第138条第1項の規定に該当する場合における借地権の設定等に伴って收受する権利金等の金額
- (6) 措置法第68条の86第1項に規定する特定共同出資により取得した株式(出資を含む。)のうち、現物出資をした固定資産及び有価証券に係るものの取得の時における価額の合計額

(注)1 法第47条第1項に規定する保険金等の金額は、固定資産の譲渡に係る収入金額に含まれない。

2 不動産売買業を営む連結法人の有する土地又は建物であっても、当該連結法人が使用し若しくは他に貸し付けているもの(販売の目的で所有しているもので一時的に使用し又は他に貸し付けているものを除く。)又は当該連結法人が使用することを予定して長期間にわたり所有していることが明らかなのは、固定資産に該当する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: right;">(廃 止)</p> <p>(中小企業者等に該当する旨の書類の書式)</p> <p><u>68 の 109-3</u></p> <p>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>イ <u>行政庁が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第 9 条第 1 項に規定する承認 (同法第 10 条第 1 項の承認を含む。) をした旨を証する書類</u></p> <p>ロ 同号に規定する<u>承認経営革新計画</u>の計画書の写し</p>	<p><u>(試験研究費の額の範囲)</u></p> <p><u>68 の 109-6</u> 措置法令第 39 条の 128 第 3 項に規定する試験研究費の額には、その試験研究費に充てるため他の者 (その連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。) から支払を受ける金額は含まれないことに留意する。</p> <p>(注) <u>試験研究費の額の計算に当たっては、68 の 9-4 の取扱いは適用しない。</u></p> <p>(中小企業者等に該当する旨の書類の書式)</p> <p><u>68 の 109-7</u></p> <p>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>イ <u>主務大臣が新事業創出促進法第 11 条の 2 第 1 項に規定する認定(同法第 11 条の 3 第 1 項の認定を含む。) をした旨を証する書類</u></p> <p>ロ 同号に規定する<u>認定計画</u>の計画書の写し</p> <p>(3) <u>措置法第 68 条の 109 第 2 項に定める連結事業年度(措置法令第 39 条の 128 第 4 項の規定の適用がある連結事業年度に限る。)の場合 同項各号に規定する総収入金額及び試験研究費等の額の合計額の明細書</u></p>

付 表

連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用制度に関する明細書		連 結 事 業 年 度	・ ・ ・	連 結 親 法 人 名	
適 用 該 当 号 の 区 分		1	措置法第68条の109第1項第()号該当 旧措置法第68条の109第()項第()号該当		
一 項 一 号 (旧 一 項 一 号) 該 当	設 立 の 日	2	平 . . . (措置法第39条の128第1項()号) 平 . . .		
	連 結 親 法 人 の 中 小 企 業 者 の 判 定	3	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第1項第()号該当 旧新事業創出促進法第2条第3項第()号該当		
	連 結 親 法 人 の 主 た る 事 業	4	業		
	連 結 親 法 人 の 資 本 の 額 又 は 出 資 の 総 額	5	円		
	連 結 親 法 人 が 常 時 使 用 す る 従 業 員 の 数	6	人		
	一 項 二 号 該 当	連 結 親 法 人 の 経 営 革 新 計 画 の 承 認 年 月 日	7	平 . . .	
	連 結 親 法 人 の 経 営 革 新 の た め の 事 業 の 内 容	8			
	当 期 末 に お け る 連 結 親 法 人 の 事 業 の 状 況	9			
旧 一 項 二 号 該 当	連 結 親 法 人 の 実 施 計 画 の 認 定 年 月 日	10	平 . . .		
	連 結 親 法 人 が 実 施 す る 新 事 業 分 野 開 拓 の た め の 事 業 の 内 容	11			
	当 期 末 に お け る 連 結 親 法 人 の 事 業 の 状 況	12			
二 項 該 当	連 結 親 法 人 の 中 小 企 業 者 の 判 定	13	旧中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第2条第1項第()号該当		
	連 結 親 法 人 の 主 た る 事 業	14	業		
	連 結 親 法 人 の 資 本 の 額 又 は 出 資 の 総 額	15	円		
	連 結 親 法 人 が 常 時 使 用 す る 従 業 員 の 数	16	人		
	当 期 前 1 年 以 内 に 開 始 し た 各 連 結 事 業 年 度	17	平 . . . ~ 平 . . .		
	同 上 の 試 験 研 究 費 の 額 及 び 開 発 費 の 額 の 合 計 額	18	円		
	14 の 各 連 結 事 業 年 度 の 総 収 入 金 額 の 合 計 額	19	円		
	試 験 研 究 費 等 の 割 合 $\frac{18}{19}$	20	%		
	添 付 書 類	措 置 法 第 6 8 条 の 1 0 9 第 1 項 第 1 号 旧 措 置 法 第 6 8 条 の 1 0 9 第 1 項 第 1 号	登記簿謄本又はその写し		
		措 置 法 第 6 8 条 の 1 0 9 第 1 項 第 2 号	イ 行政が中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第9条第1項に規定する承認(同法第10条第1項の承認を含む。)をした旨を証する書類 ロ 該当する承認経営革新計画の計画書の写し		
	旧 措 置 法 第 6 8 条 の 1 0 9 第 1 項 第 2 号	イ 主務大臣が旧新事業創出促進法第11条の2第1項に規定する認定(同法第11条の3第1項の認定を含む。)をした旨を証する書類 ロ 該当する認定計画の計画書の写し			
	旧 措 置 法 施 行 令 第 3 9 条 の 1 2 8 第 4 項 各 号 に 規 定 す る 総 収 入 金 額 及 び 試 験 研 究 費 等 の 額 の 合 計 額 の 明 細 書 (同項の規定の適用がある連結事業年度に限る。)				

付 表

連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用制度に関する明細書		連 結 事 業 年 度	・ ・ ・	連 結 親 法 人 名		
適 用 該 当 号 の 区 分		1	措置法第68条の109第()項第()号該当			
一 項 一 号 該 当	設 立 の 日	2	平 . . . (措置法第39条の128第1項()号) 平 . . .			
	連 結 親 法 人 の 中 小 企 業 者 の 判 定	3	新事業創出促進法第2条第3項第()号該当			
	連 結 親 法 人 の 主 た る 事 業	4	業			
	連 結 親 法 人 の 資 本 の 額 又 は 出 資 の 総 額	5	円			
	連 結 親 法 人 が 常 時 使 用 す る 従 業 員 の 数	6	人			
	一 項 二 号 該 当	連 結 親 法 人 の 実 施 計 画 の 認 定 年 月 日	7	平 . . .		
	連 結 親 法 人 が 実 施 す る 新 事 業 分 野 開 拓 の た め の 事 業 の 内 容	8				
	当 期 末 に お け る 連 結 親 法 人 の 事 業 の 状 況	9				
二 項 該 当	連 結 親 法 人 の 中 小 企 業 者 の 判 定	10	中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第2条第1項第()号該当			
	連 結 親 法 人 の 主 た る 事 業	11	業			
	連 結 親 法 人 の 資 本 の 額 又 は 出 資 の 総 額	12	円			
	連 結 親 法 人 が 常 時 使 用 す る 従 業 員 の 数	13	人			
	当 期 前 1 年 以 内 に 開 始 し た 各 連 結 事 業 年 度	14	平 . . . ~ 平 . . .			
	同 上 の 試 験 研 究 費 の 額 及 び 開 発 費 の 額 の 合 計 額	15	円			
	14 の 各 連 結 事 業 年 度 の 総 収 入 金 額 の 合 計 額	16	円			
	試 験 研 究 費 等 の 割 合 $\frac{15}{16}$	17	%			
	三 項 該 当	連 結 親 法 人 の 当 期 末 の 資 本 又 は 出 資 の 金 額	18	円		
		前 年 度 総 資 産 額 の 合 計 額	19	円		
前 年 度 自 己 資 本 額 の 合 計 額		20	内 円			
自 己 資 本 比 率 $\frac{20}{19}$		21	%			
添 付 書 類	措 置 法 第 6 8 条 の 1 0 9 第 1 項 第 1 号	登記簿謄本又はその写し				
	措 置 法 第 6 8 条 の 1 0 9 第 1 項 第 2 号	イ 主務大臣が新事業創出促進法第11条の2第1項に規定する認定(同法第11条の3第1項の認定を含む。)をした旨を証する書類 ロ 同法に規定する認定計画の計画書の写し				
	措 置 法 施 行 令 第 3 9 条 の 1 2 8 第 4 項 各 号 に 規 定 す る 総 収 入 金 額 及 び 試 験 研 究 費 等 の 額 の 合 計 額 の 明 細 書 (同項の規定の適用がある連結事業年度に限る。)					

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">記 載 の 仕 方</p> <p>1 この明細書は、<u>措置法第 68 条の 109 第 1 項</u>（<u>連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用</u>）の規定の適用を受ける場合又は平成 17 年改正前の措置法（以下「旧措置法」といいます。）第 68 条の 109 第 1 項又は第 2 項（<u>連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用</u>）の規定の適用を受ける場合に連結確定申告書に添付することとされている措置法規則第 22 条の 80 各号又は平成 17 年改正前の措置法規則第 22 条の 80 第 1 号から第 3 号までに定める書類に代えて添付する場合に記載します。</p> <p><u>なお、措置法第 68 条の 109 第 2 項に規定する連結親法人が同項の規定の適用を受ける場合又は旧措置法第 68 条の 109 第 3 項に規定する連結親法人が平成 17 年 4 月 1 日以後終了する連結事業年度において同項の規定の適用を受ける場合には、法人税申告書別表三の二の「1」から「4」までの各欄に記載の上、連結確定申告書に添付してください。</u></p> <p>2 「適用該当号の区分 1」には、措置法第 68 条の 109 第 1 項各号又は旧措置法第 68 条の 109 第 1 項各号若しくは第 2 項のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲み、（ ）内に該当項号を記載します。</p> <p>3 「一項一号（旧一項一号）該当」の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) …………… ……………</p> <p>(2) ……………<u>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律</u>（以下「<u>中小企業新事業活動促進法</u>」といいます。）第 2 条第 1 項各号又は<u>中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律</u>（平成 17 年法律第 30 号）附則第 4 条の規定による廃止前の<u>新事業創出促進法</u>（以下「<u>旧新事業創出促進法</u>」といいます。）第 2 条第 3 項各号……………</p>	<p style="text-align: center;">記 載 の 仕 方</p> <p>1 この明細書は、<u>措置法第 68 条の 109</u>（<u>連結親法人である中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用</u>）の規定の適用を受ける場合に連結確定申告書に添付することとされている措置法規則第 22 条の 80 各号に定める書類に代えて添付する場合に記載します。</p> <p>2 「適用該当号の区分 1」には、措置法第 68 条の 109 第 1 項各号又は第 2 項若しくは第 3 項のいずれの号又は項に該当するものであるかを記載します。</p> <p>3 「一項一号該当」の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1) …………… ……………</p> <p>(2) ……………<u>新事業創出促進法第 2 条第 3 項各号</u>……………</p>

(3)

4 「一項二号該当」の各欄は、次により記載します。

- (1) 「連結親法人の経営革新計画の承認年月日 7」には、連結親法人が中小企業新事業活動促進法第 9 条第 1 項に規定する経営革新計画について行政庁の承認を受けた年月日を記載します。
- (2) 「連結親法人の経営革新のための事業の内容 8」には、中小企業新事業活動促進法第 10 条第 2 項に規定する承認経営革新計画に従って実施している同項の経営革新のための事業の内容を簡記します。
- (3) 「当期末における連結親法人の事業の状況 9」には、当期末における連結親法人の上記(2)の事業の実施状況を記載します。

5 「旧一項二号該当」の各欄は、次により記載します。

- (1) 「連結親法人の実施計画の認定年月日 10」には、旧新事業創出促進法第 11 条の 2 第 1 項.....
- (2) 「連結親法人が実施する新事業分野開拓のための事業の内容 11」には、旧新事業創出促進法第 11 条の 3 第 2 項に規定する認定計画に従って連結親法人が実施している同項の新事業分野開拓のための事業の内容を簡記します。
- (3) 「当期末における連結親法人の事業の状況 12」には、.....

6 「旧二項該当」の各欄は、次により記載します。

- (1) 「連結親法人の中小企業者の判定 13」の () 内には、連結親法人が中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律附則第 4 条の規定による廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第 2 条第 1 項各号に定める中小企業者.....
- (2) 「連結親法人の主たる事業 14」から「連結親法人が常時使用する従業員の数 16」までは、.....
- (3) 「当期前 1 年以内に開始した各連結事業年度 17」には、.....
ただし、当期が平成 17 年改正前の措置法施行令（以下「旧措置法施行令」

(3)

4 「一項二号該当」の各欄は、次により記載します。

- (1) 「連結親法人の実施計画の認定年月日 7」には、新事業創出促進法第 11 条の 2 第 1 項.....
- (2) 「連結親法人が実施する新事業分野開拓のための事業の内容 8」には、新事業創出促進法第 11 条の 3 第 2 項の認定計画に従って連結親法人が実施している同項に規定する新事業分野開拓のための事業の内容を簡記します。
- (3) 「当期末における連結親法人の事業の状況 9」には、.....

5 「二項該当」の各欄は、次により記載します。

- (1) 「連結親法人の中小企業者の判定 10」の () 内には、連結親法人が中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第 2 条第 1 項各号に定める中小企業者.....
- (2) 「連結親法人の主たる事業 11」から「連結親法人が常時使用する従業員の数 13」までは、.....
- (3) 「当期前 1 年以内に開始した各連結事業年度 14」には、.....
ただし、当期が措置法施行令第 39 条の 128 第 4 項に定める最初連結親法人

改 正 後	改 正 前
<p>といます。) <u>第 39 条の 128 第 4 項</u>に定める最初連結親法人事業年度である場合には、「<u>旧措置法施行令第 39 条の 128 第 4 項適用</u>」と記載します。</p> <p>(4) 「<u>同上の試験研究費の額及び開発費の額の合計額 18</u>」には、…………… …<u>試験研究費の額及び中小企業経営革新支援法施行令等の一部を改正する政令(平成 17 年政令第 153 号)附則第 2 条の規定による廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法施行令第 5 条第 1 項</u>…………… なお、<u>旧措置法施行令第 39 条の 128 第 4 項</u>……………</p> <p>(5) 「<u>(17)の各連結事業年度の総収入金額の合計額 19</u>」には、……………</p>	<p>事業年度である場合には、「<u>措置法施行令第 39 条の 128 第 4 項適用</u>」と記載します。</p> <p>(4) 「<u>同上の試験研究費の額及び開発費の額の合計額 15</u>」には、…………… …<u>試験研究費の額及び中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法施行令第 5 条第 1 項</u>……………<u>なお、措置法施行令第 39 条の 128 第 4 項</u>……………</p> <p>(5) 「<u>(14)の各連結事業年度の総収入金額の合計額 16</u>」には、……………</p> <p><u>6 「三項該当」の各欄は、次により記載します。</u></p> <p>(1) 「<u>前年度総資産額の合計額 19</u>」には、<u>連結親法人及びその連結子法人の前期末の確定決算に基づく貸借対照表に計上している総資産の帳簿価額の合計額(次のイからホまでに掲げる金額がある場合にはこれを減算し、へに掲げる金額がある場合にはこれを加算します。)</u>を記載します。</p> <p>イ <u>固定資産の帳簿価額を損金経理により減額することに代えて損金経理により引当金として経理している金額又は利益処分により積立金として積み立てている金額</u></p> <p>ロ <u>特別償却準備金として積み立てている金額</u></p> <p>ハ <u>土地の再評価に関する法律第 3 条第 1 項の規定により再評価を行った土地の同法第 7 条第 1 項に規定する再評価差額に相当する金額</u></p> <p>ニ <u>その他有価証券(売買目的有価証券及び満期保有目的等有価証券以外の有価証券)に係る評価益等相当額</u></p> <p>ホ <u>その連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人に対する負債(借入金その他利子の支払の基因となるものに限ります。)の額に相当する金額</u></p> <p>ヘ <u>その他有価証券に係る評価損等相当額</u></p>

(総資産の帳簿価額の計算)

68 の 109-4 措置法令第 39 条の 128 第 2 項に規定する総資産の帳簿価額 (以下 68 の 109-6 までにおいて「総資産の帳簿価額」という。) の計算については、次に掲げるような場合には、それぞれ次による。

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)
- (6)
- (7)
- (8)

(税効果会計を適用している場合の総資産の帳簿価額)

68 の 109-5

(税効果会計を適用している場合に総資産の帳簿価額から控除する金額)

68 の 109-6

(2) 「前年度自己資本額の合計額 20」は、連結親法人及びその連結子法人の前期末の資本の金額又は出資金額、連結個別資本積立金額及び連結個別利益積立金額の合計額を記載します。なお、措置法令第 39 条の 34 の 2 第 10 項に規定する同族株主等に対する負債 (借入金その他利子の支払の基因となるもの) に限ります。) の額がある場合には、その金額を加算し、加算した金額を「20」の内書に記載します。

(総資産の帳簿価額の計算)

68 の 109-8 措置法令第 39 条の 128 第 6 項に規定する総資産の帳簿価額 (以下 68 の 109-10 までにおいて「総資産の帳簿価額」という。) の計算については、次に掲げるような場合には、それぞれ次による。

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)
- (6)
- (7)
- (8)

(税効果会計を適用している場合の総資産の帳簿価額)

68 の 109-9

(税効果会計を適用している場合に総資産の帳簿価額から控除する金額)

68 の 109-10

改 正 後	改 正 前
<p>(自己資本比率を算出する際の負債の意義)</p> <p><u>68 の 109-7 措置法令第 39 条の 128 第 3 項</u>……………</p> <p>(自己資本比率を算出する際の株主等の意義)</p> <p><u>68 の 109-8</u> ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 39 条の 128 第 3 項</u>……………</p>	<p>(自己資本比率を算出する際の負債の意義)</p> <p><u>68 の 109-11 措置法令第 39 条の 128 第 7 項</u>……………</p> <p>(自己資本比率を算出する際の株主等の意義)</p> <p><u>68 の 109-12</u> ……………</p> <p>……………<u>措置法令第 39 条の 128 第 7 項</u>……………</p>

三十四 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的取扱い…改正前の措置法等の適用がある場合)</u></p> <p><u>改正法令 (所得税法等の一部を改正する法律 (平成17年法律第21号)、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令 (平成17年政令第103号) 及び租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令 (平成17年省令第37号)) による改正前の措置法、措置法令及び措置法規則 (改正法令の附則により読み替えて適用される改正前の措置法、措置法令及び措置法規則を含む。) の規定の適用を受ける場合の取扱いについては、この法令解釈通達による改正前の租税特別措置法関係通達 (連結納税編) の取扱いの例による。</u></p>	<p>(新 設)</p>